

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの方法について	同一消費者で、1ヶ月で2回検針がある場合がある。 例えば締め日である10月15日の定期検針あとに、退去による中途閉栓を行った場合は同月内にもう一度検針を行うことがある。 この場合の値引きの考え方としては、10月検針分としては2回の合算から1,000円を引くのか、閉栓時2回目に行った検針は11月分としてさらに値引きを行うのか。	中途閉栓により2回目の検針が11月の定期検針を早めたものであれば11月分として値引きを行っていただくことは可能です。 その場合は実績報告書にもその旨が分かるように記載してください。
2	値引きの周知について	最大1000円、という明示のみで実質いくら値引いたかの記載は不要か。(900円等) フリースペース等に手書きでも問題ないか。	システム上、検針票には引いた後の金額が出ないこともあるため最大1000円という標記で問題ございません。 値引お知らせカードで値引きの周知・値引額の明示共に網羅できるものとなっているためご活用ください。 フリースペースへの手書きでも問題ございません。
3	値引きの周知について	①検針票や請求書に『三重県からの支援による値引き』などの説明書きを表示できない場合はどうすべきか。 ②①に加えてさらに、『値引き額』自体が表示できない場合はどうすべきか。(値引きしておくことはできる)	①「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡し頂く対応をお願いします。 ②この場合も、「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付いただき、値引前の料金から三重県の事業で最大1,000円の値引きがなされていることを消費者に知らせてください。
4	値引きの周知について	消費者チラシは希望すれば貰えるのか。	調整を図っているところですので、特設ホームページ上のQAで改めて掲載いたします。 特設ホームページ上には消費者チラシに加えて、値引きお知らせカードのデータを掲載しておりますので、必要な場合はダウンロードし、配布頂くことが可能です。
5	実績報告 (値引実施報告書)	実績報告書に添付する値引実施報告書について市町村名は必ず必要なものか。 *システム上、市町村名のみで抽出することは難しい。	値引きを行っていただいた消費者が三重県内の方であることを確認するため市までのご記入をお願いしています。 また伊賀市内の消費者であることも確認しています。
6	実績報告 (値引実施報告書)	システム上、税抜・税込はバラバラになることがないため、全て手入力する必要があるのか。手間だが実施する必要があるのか。	1件毎につけたり、税抜・税込を全てを記載してほしいということではございません。 事業者様ごとの様式で問題ありません。
7	その他	交付要領 第18条 (支援金に係る経理) の説明をしてください。 どういうものが区分になるのか。郵送代等も含めるのか。	値引きを行っていただいた3ヶ月間分のすべての検針票や請求書、また三重県や支援センターに提出いただいた書類、や三重県や支援センターからの通知物は、他事業とは明確に区分して (ファイルに綴じる等) 全て控えを残していただきますようお願いいたします。 なお、事務費の用途まで厳格に管理するものではありませんので、郵送代などの領収書控への提出は求めません。
8	その他	ガソリン代、電気、ガスでも第2弾を実施されると思われるがLPガスでも実施するのか。 次回も実施の際に別方法で実施となると事業者負担が大きい。	今回は国の交付金を活用しております。 今後新たな支援事業につきましては、国と他県等の状況を見て実施可否を検討して参ります。
9	その他	コミュニティガスについて必要な手続きはありますか?	経過措置団地をお持ちの事業者様は今回の値引きの認可を国に受けて頂く必要がございます。 国への認可申請が必要な事業者さま宛に必要な書類がお送りされますので、その案内に沿って手続きをお願いします。 ※手続きの詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの対象者について	居酒屋やコインランドリーは対象内となるのか。	居酒屋、コインランドリーは、液化石油ガス法第2条第2項に規定される一般消費者等に含まれるため支援対象です。
2	値引きの対象者について	基本料金がない顧客は対象となるのか。 従量料金の場合でも対象となるか。	開栓中であれば従量料金だけの請求であっても支援対象となります。
3	値引きの方法について	1つの家庭でメーターが2つあり、支払いは請求書一枚となる場合はどのように値引きを行えば良いか。	それぞれのメーター単位で最大1,000円の値引きを行ってください。 (請求書の合算に関わらず、メーター1台あたり値引きが可能です。)
4	値引きお知らせカードについて	値引きお知らせカードの配布について、希望欄に記入した件数×3ヶ月もらえるということで良いか。	お見込みの通りです。
5	値引き額の明示について	検針票にマイナス表記ができないため、基本料金から値引き(最大1000円)をしたことを明示することでよいのか。	システム上、記載できるのであれば、記載いただきますようお願いいたします。 システム上、記載できないのであれば、「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡し頂く対応をお願いします。
6	交付申請	納税証明書(その3)と納税証明書の写しは別のものか。	「納税証明書(その3)」は税務署で発行される消費税及び地方消費税の未納がないことを証明するものです。 一方で「納税証明書」は県税事務所で発行される県税の滞納がないことを証明する書類です。 それぞれ証明する内容が異なりますので別々にご用意ください。
7	交付申請	社名が9月に変更になるが、変更後の社名で申請すればよいのか。	新しい社名で申請いただくことが良いと思われれます。 ただし申請時に添付いただく書類の社名が申請いただいた社名が異なっている場合、書類確認後に支援金センターから疑問点の確認を行わせていただく場合がございます。
8	実績報告(値引実施報告書)	実績報告書に基本料金だけ掲載することは問題ないのか。	値引き実施報告書には基本的には、基本料金のみでなく、請求総額の値引き前と値引き後の金額を記載してください。
9	実績報告(値引実施報告書)	実績報告書、値引実施報告書、値引確認書類は全て必須なのか。 値引き実施報告書は各事業者が自分で作る必要があるのか。	実績報告書、値引実施報告書に合わせて、値引きの事実が分かる検針票や請求書の任意のサンプル3枚のご提出は必須としています。 値引実施報告書は記載内容が同一であれば、独自の様式を用いていただいて構いません。 また特設ホームページには様式も用意しています。
10	実績報告(値引実施報告書)	値引き実施報告書ではなく、顧客名簿(管理番号のみ記載)を支援金センターへ提出し、これについての検針票サンプルを提出する方法はできないのか?	顧客名簿を代用いただくのは構いませんが、個人の住所、氏名等が識別できないよう加工のうえ、各管理番号を付けて、最低限、「値引き額」及び「値引後の額」が表示されるようにしてください。また、基本料金又は従量料金から値引きを行っていることが確認できるよう、適宜、注釈等を入れるようにしておいてください。
11	その他	コミュニティガスについて国への認可申請が必要だと思うがどう手続きすればよいのか。	経過措置団地をお持ちの事業者様は今回の値引きの認可を国に受けて頂く必要がございます。 国への認可申請が必要な事業者様宛に必要な書類がお送りされますので、その案内にしたがって手続きをお願いします。 ※手続きの詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。
12	その他	コールセンターが繋がらない場合、他の連絡先はあるのか。	コールセンター以外にもWEBフォームでの質問も承っております。 マイページを作成いただきましたら、フォームでの質問が可能となりますのでご活用ください。

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引き額の明示について	検針票に値引きの項目がない (マイナスを立てられない) ため、基本料金を1,000円値引くことを考えている。 この場合、備考欄 (お知らせ欄) に記載する基本料金から1,000円値引いていることを記載しておけば値引き額の明示としては認められるのか。	備考欄 (お知らせ欄) に記載する基本料金から1,000円値引いていることを記載していただければ、値引き額の明示として認められます。 またお知らせ欄に記入できない場合でも「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡し頂く対応でも可能です。
2	実績報告 (値引実施報告書)	値引き実施報告書に記載する値引き前の料金には、ガス器具など別項目の費用が含まれていても良いのか。	問題ありません。ただし、値引き対象となるのはガスの基本料金および従量料金のため、ガス器具などの料金から値引くことがないようにお願いします。 提出いただいた値引実施報告書の明細で不明点等あれば確認させていただく場合があります。

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの対象について	伊賀市と伊賀市外の消費者を持つ事業者は、それぞれ月を分けて値引き対応をしないといけないのか。10月分から統一的に実施することは可能なのか。	お手数をおかけし恐れ入りますが、値引きの実施期間は、伊賀市外のお客様は「10月か12月まで」、伊賀市内のお客様は「11月から1月まで」と分けて値引きを行ってくださいますようお願いいたします。
2	値引きの対象について	料金を滞納された場合 (10月検針を実施・請求し、11月での売上までに支払いがなされなかった場合)、請求行為済みでも支援対象となるのか。料金収納ができない場合はどうなるのか。	事業者様からご請求いただいておりますので、支援対象となります。(値引き検針・請求を行っていただければ、支払いがあったかどうかに関わらず対象となります。)
3	値引きの対象について	閉栓後、同地区へ転居された場合でも、各検針が支援対象となるのか。(消費者にとって4回目の値引きになる可能性有)	基本的にはメーター毎の支援金のため、地区内の転居であっても支援対象となります。
4	値引きの対象について	学校は対象外となるのか。対象内外リストを提示していただきたいが、可能か。	学校は支援対象です。例示的に対象内外の考え方を示している想定をしており、9月末までにはご提示できるよう、調整致します。
5	値引きの方法について	1家庭でメーターは別だが、請求書は合算請求している場合はどのように対応するのか。	それぞれのメーター単位で最大1,000円の値引きを行ってください。(請求書の合算に関わらず、メーター1台あたり値引きが可能です。)
6	値引きの周知について	三重県による支援金である、という請求書への明示について、文言の指定はあるのか。	三重県からの事業であると分かれば、表記内容は任意とします。
7	値引き額の明示について	検針票に値引き額が明示できなくても、値引きの周知を行えば問題ないのか。	値引き額の明示が必須となります。値引き額が明示できない場合は、値引きお知らせカードをご活用ください。
8	値引き額の明示について	明細には値引き後の請求額の表示ができず、値引き前の請求額が表示される。お知らせ欄にて「値引き前の請求額から1000円が値引きされます」との記載することを考えているが問題ないか。	問題ございませんが、明細に表示されている金額が、値引き前の請求額か、値引き後の請求額が分かるようにお知らせ欄には記載してください。
13	交付申請	本社が大阪で滋賀県に営業所がある場合 (三重県に営業所はない)、どの納税証明書が必要か。	税務署で発行される「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」の写しのみご提出ください。三重県に営業所がない場合は、三重県はもちろん、地元の都道府県税事務所の発行する納税証明書も入手いただく必要はありません。
14	実績報告 (値引実施報告書)	値引実施報告書は「申請の手引き」に記載された様式での提出が必須なのか。	値引実施報告書は記載内容が同一であれば、独自の様式を用いていただいて構いません。ただし、「契約者毎」に「メーター住所が三重県内かどうか」と「値引額がいくらか」が確認できるようにしてください。
11	その他	各書式の提出書類は提出後に書式変更となる可能性はあるのか。特設ホームページ上に更新があったことをアナウンスして頂けるのか。	提出後に変更となることは、原則ございません。但し、請求書関連、実績報告書関連は現在書式策定中の為、最新版を特設ホームページ上に掲載させていただきます。また更新した旨は特設ホームページでお知らせします。
12	その他	コミュニティガスの国への認可申請のリードタイムを教えてください。	国への認可申請が必要な事業者様宛に国から必要書類がお送りされますので、まずはその国からの案内をご確認ください。手続きの詳細については、恐れ入りますが中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの方法について	毎月20日に検針ですが12月28日に閉栓された場合4回目の値引きは可能か。	毎月20日にて検針された後の値引きであれば、3回の値引きは完了しておりますので
2	値引きお知らせカードについて	値引きお知らせカードは毎月配る必要はあるか。	請求書や検針票に値引き額を記載いただければ毎月配布いただく必要はありませんがシステム上、記載が難しいとの事でしたら値引きお知らせカードの毎月配布をお願いいたします。
3	消費者向けチラシについて	消費者向けチラシ配布は絶対か。	消費者向けチラシの配布は任意です。
4	値引き額の明示について	システム上、検針票に値引き後の額を掲載できない場合はどうすればよいか。	「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡し頂く対応をお願いします。
5	値引き額の明示について	検針票を消費者に渡してしまうため、値引確認書類を求められても提出が出来ない場合はどうすればよいか。	値引きを実施いただく期間は、検針票や請求書などの値引確認書類の写し、または電磁的記録を残していただきますようお願いいたします。
6	交付申請	提出期限が間に合わない場合はどうすればよいか。	提出期限は、原則9月15日(消印有効)ですが、間に合わない時はコールセンターへご相談ください。
7	交付申請	不備がある場合は、都度訂正をするのか。	ご提出書類に不備がある場合は、支援金センターよりご連絡を差し上げまして確認させていただきます。
14	交付申請	交付申請書の事業計画に記載する件数は3か月分か。	値引きをする値引対象契約の件数ですので、3か月分ではありません。
9	実績報告 (値引実施報告書)	独自の様式を用いて値引実施報告書を作成する場合、住所を全て記載しても良いか。	個人情報保護の観点で、市町名のみ(あるいは市町名+番地の手前まで)でお願いしております。 恐れ入りますが番地までの記載はお控えください。
10	実績報告 (値引実施報告書)	交付申請書は本社から、実績報告書については営業所からの提出でも大丈夫か。	原則として、交付申請をしたところ(本社)から一括で提出してください。 実績報告書を営業所ごとに提出する予定の場合は、交付申請自体を営業所ごとに行うようお願いいたします。 審査を円滑にするため、各種提出書類は全て同一の提出者で揃えるようご協力をお願いいたします。
11	実績報告 (値引実施報告書)	実績報告書、値引実施報告書、値引確認書類の提出とあるが3枚も必要なのか。	検針票と請求書1枚になっているパターンなどさまざまパターンが想定されますが値引きが実施されている事と相違がない事の確認の為、ご提出は必要となります。
12	値引き確認書類の検査について	値引き後の請求書と値引きの明示ができない検針票を別々で送付している。そのため値引きの明示がされている値引き確認書類としては提出できないがどうすればよいか。	検針データを取り込んだパソコン画面などでスクリーンショット等で、値引きの事実が分かる画像のご提出をお願いいたします。
13	値引き確認書類の検査について	圧着はがきでお渡ししているため、値引き額の明示が分かる形で値引き確認書類を提出できないがどうしたら良いか。	検針データを取り込んだパソコン画面などでスクリーンショット等で、値引きの事実が分かる画像のご提出をお願いいたします。
14	その他	概算払請求と精算払請求の違いは何ですか。	概算払とは、値引きを行って頂く上で事業負担を軽減して頂く為に、3か月間の値引き原資の70%以内で、先払い請求することができます。概算払請求書は、そのための請求書です。 精算払とは、全ての検査が完了した後に、事務局が通知する支援金の総額(概算払でお支払いした分は差し引く)を請求するためのものです。精算払請求書はそのための書類で、全員の提出が必須です。 なお、請求書は提出いただかないと支払いができません。
15	その他	概算払についてはそちらで計算いただけるのか。	事業者様にて値引対象契約の件数に3,000円を掛けた額の70%以内の額で計算いただき、概算払を受けようとする請求額の記載をお願いします。
16	その他	概算払請求額については70%の額を記入するのか。	事業者様にて値引対象契約の件数に3,000円を掛けた額の70%以内の額で計算いただき、概算払を受けようとする請求額の記載をお願いします。



No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの方法について	当社では例えば10月末の検針だと11月の売上になるが、その場合の値引きの期間としては何月で実施報告を上げれば良いか。	各事業者様によって売上月や請求月の考え方は異なるため、当事業ではあくまでも検針期間をもって値引きを行った月を判断します。そのため10月末までに検針されたものは10月分の値引きとして実施報告書を提出ください。
2	値引きお知らせカードについて	値引きお知らせカードはコミュニティガスの場合もそのまま使用して良いか。	問題ありません。
3	実績報告 (値引実施報告書)	検針票は税込の総額で表記されたものをお客様に渡しているが、システムでは税抜で管理しているため、値引実施報告書では税抜表示の一覧提出となる予定。このように提出する書類によって、税込と税抜の表記が異なっても問題ないか。	正しく値引きがされているようでしたら問題ありません。提出いただいた書類で不明点等があれば、支援金センターから確認のご連絡をさせていただく場合があります。
4	値引き額の明示について	現在のシステムでは検針時の検針票では値引き額の明示をすることができない。(値引きしておくことはできる。) また請求書は発行してない。ただし翌月の検針票では、前月に値引きを行った旨を明示することが出来るが、その対応でも問題ないか。	システム上、記載できないのであれば、「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡し頂く対応をお願いします。 またご質問があった通り翌月の検針票にて前月に値引きを行った旨を明示いただくことについても、値引き額が明示されお客様に値引きが行われていることが正しく伝わるのであれば問題ありません。
5	実績報告 (値引実施報告書)	住所は市町村名までとあるが、住所をすべて表記してはいけないか。	番地を含む住所は個人情報を含む営業情報にあたりますので記入はご遠慮いただいております。もし市町村名で抽出することが難しい場合は、恐れ入りますが黒塗りで該当箇所を潰していただく等の対応をお願いします。なお、番地の手前までは記載いただいて問題ありません。
6	実績報告 (値引実施報告書)	現在のシステムからは市町村名欄のような住所を入れることはできませんが、どうしたら良いか。	値引きを行っていただいた消費者が三重県内の方であることを確認するため住所のご記入が必要となりますので、お手数ですが市区町村名は必ずご記載をお願いします。
7	実績報告 (値引実施報告書)	毎月の値引実施報告書の提出が必要なのか。毎回作成するのは非常に手間がかかる。	支援金をお支払いする上で当資料の確認が必須となります。大変お手数をおかけしますが、毎月のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの方法について	10月10日に定期検針し、例えば15日に閉栓した場合、10月の10日~15日分は翌月に請求になる。また閉栓日に現金で頂くこともある。この場合、10月分の値引きのみか、それとも11月分として値引できるのか。	中途閉栓により2回目の検診が11月の定期検針を早めたものであれば11月分として値引きを行っていただくことは可能です。その場合は実績報告書にもその旨が分かるように記載してください。
2	値引対象期間の考え方	伊賀市の支援金にも参加しているが、契約者ごとに値引の期間を分けて処理することは手間が多い。伊賀市外のお客様と伊賀市内のお客様を同じ期間で合わせて値引きを行うことはできないか。	お手数をおかけし恐れ入りますが、値引きの実施期間は、伊賀市外のお客様は「10月か12月まで」、伊賀市内のお客様は「11月から1月まで」と分けて値引きを行ってくださいますようお願いいたします。
3	その他	10月から適格請求書 (インボイス) の制度が始まる。値引きの事実を示す確認書類 (検針票や請求書) の様式は、支援金のルールや適格請求書の要件に合わなければいけないと思うが、どうすればよいか。	県や支援金センターでは、検針票や請求書を見て値引していることが確認できれば問題なく、表示方法 (日付、料金表示等) が適格請求書として適切かどうかについては判断しません。発行する請求書等が適格請求書の要件に合うかどうかについては、税務署や税理士等にご確認ください。
4	その他	今回の支援金について、会計上の項目が何になるか教えて欲しい。	支援金のうちLPガス料金値引きの原資は非課税、事務費は課税対象になります。雑収入にあたるかどうか等、会計処理については、税理士や公認会計士等にご確認ください。
5			

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)
1	値引きの対象者について	『国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所当の施設』について、市町村の学校にも供給しており、具体的な内容を教えてください。	学校は支援対象です。 詳細につきましては改めて特設ホームページ上に案内を掲載する予定です。 判断に迷う場合は、コールセンターへご連絡ください。
2	値引きの対象者について	ごみ処理施設は工業用でなくても対象外なのか。 最終処分場も対象外なのか。	お見込みの通り、対象外です。
3	値引きの対象者について	産業廃棄物の施設については対象となるのか。	その施設におけるLPガスの使用用途を確認してください。工業用として使用されている場合は支援対象外です。ただし施設内事務所において冷暖房用、飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用として使用されている場合は支援対象となります。
4	値引きの方法について	引き落としが2か月に1回の場合もある。 その場合はどのように値引きすればよいか。	提出いただく値引確認書類において、ひと月ごとに値引きがわかる形で表記して頂ければ問題ございません。請求や引き落としは2か月ごとでも良いですが、検針は毎月行ってください。
5	値引きの方法について	同敷地内でメーター2つ、検針票は1枚にまとめている場合は、1枚の検針票として提出してよいのか。	検針したメーターの値が別々の明細に分かれていれば問題ございません。 値引実施報告書に契約書番号を記載いただきますが、メーターごとに行を分けて記載いただきますようお願いいたします。
6	値引きの周知について	1000円以下の場合、どう周知すればよいのか。	値引きお知らせカードに『最大』という文言があるため1000円以下(ゼロ円請求時)でもご利用いただけます。 また、検針票または請求書のフリースペースなどに手書き等で記入いただけるようであればその方法でも問題ありません。
7	交付申請	交付申請期間が9/15までで、交付決定までに3週間となると10/1検針の事業者は間に合わない可能性があるのか。	交付申請期間内に提出頂き、不備が無ければ、10月の検針に間に合うように、すみやかに審査および交付決定通知の発送をすすめてまいります。
8	交付申請	申請に必要な書類のうち、納税証明書を準備すればよいのか。	税務署で発行される「納税証明書(その3)」と 県税事務所で発行される「納税証明書」の2種類をご用意ください。 (県税の納税証明書は三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者のみ)
9	交付申請	納税証明書について、直近に発足した会社だとどう対応すればよいか。	コールセンターで事実確認を行いますので、交付申請時にお問合せください。
10	郵送での申請について	交付申請期間について、申請期限までに郵送し消印が付与されていれば有効とされるか。	消印有効です。 申請期間より遅れそうであれば、別途コールセンターへご相談ください。
11	実績報告(値引実施報告書)	値引実施報告書に名前や住所は入れてよいのか。	個人情報保護の観点で、名前および住所の番地以降は削除又は黒塗りしていただくよう、お願いいたします。
12	実績報告(値引実施報告書)	管理番号は漢字やかなも使用してよいのか。	任意の採番をお願いしておりますので、基本的には数字、ローマ字、漢字、かな、等をご使用いただいても問題ございません。
13	実績報告(値引実施報告書)	サンプル3枚とは、3契約分とするのか。	お見込みの通りです。
14	支援金について	事務費の請求金額はどのようにわかるのか。	確定通知書には「交付すべき支援金の額」を計算して記載します。 こちらを転記いただき、精算払請求書をご作成ください。
15	支援金について	事務費について値引きは3か月にわたるが、事務費の支給については最大月1ヶ月分のみなのか。	お見込みの通りです。 事業者様のご負担より少ない金額で大変申し訳ございませんがご了承いただけますと幸いです。